

第1回 栃木県自転車利用環境検討会議

日 時 : 平成24年9月13日(木)
14:30～16:30
場 所 : 宇都宮国道事務所2F会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 趣旨説明
 - (1) 設立趣旨説明
 - (2) 会議規約について
3. 委員の紹介
4. 座長挨拶
5. 議 事
 - (1) 自転車利用環境に関する最近の動向
 - (2) 今後の検討スケジュール(案)
 - (3) その他
6. 閉 会

<配付資料>

座席表

設立趣意書

規約

出席者名簿

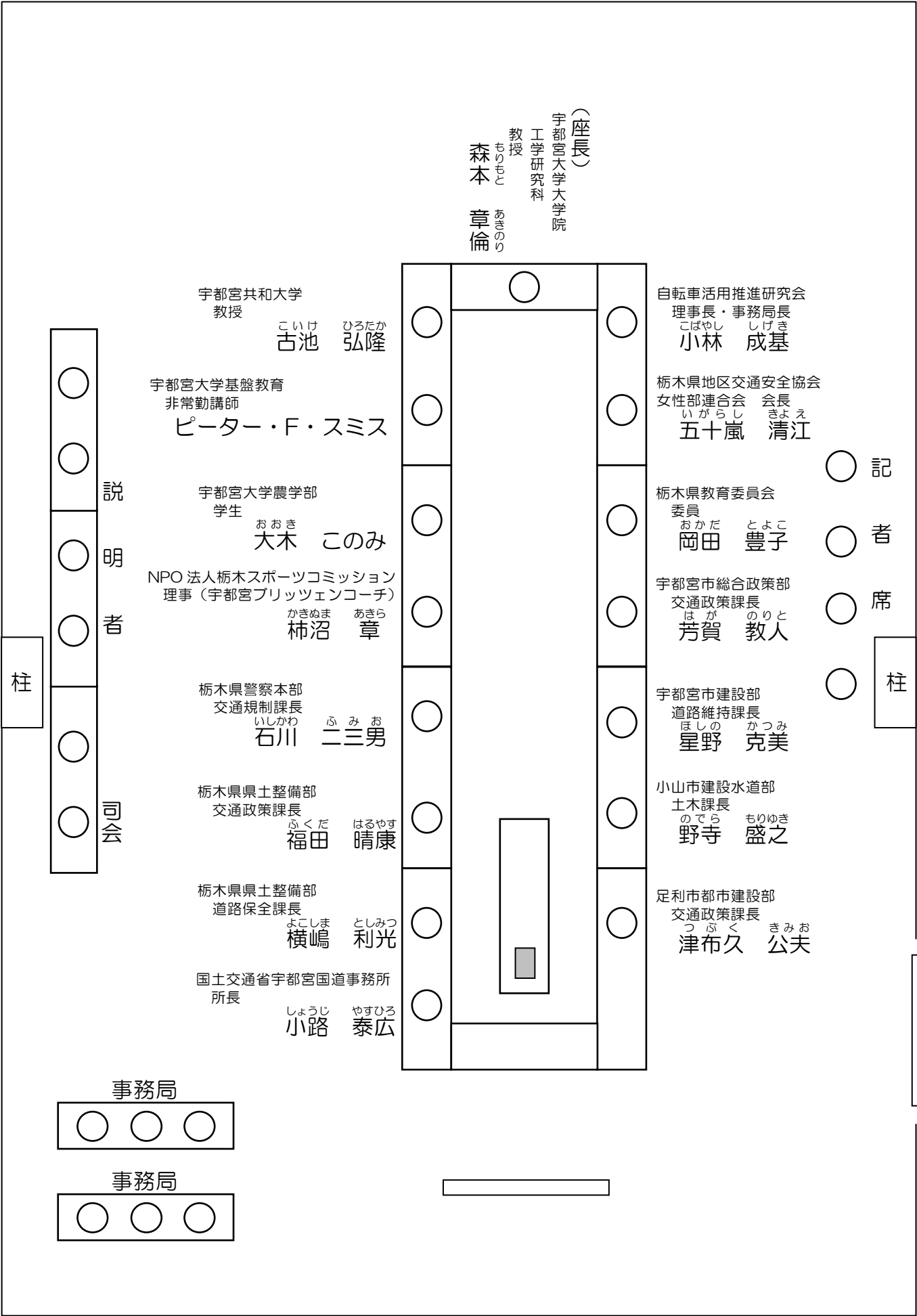
資料－1 会議資料

参考資料

- ・「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について【概要版】」
- ・「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について【本文】」
- ・「平成24年中における自転車総合対策推進計画の概要について」
- ・「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会の提言」
- ・「社会資本整備審議会道路分科会 第14回配布資料(抜粋)」
- ・「新とちぎ元気プラン(抜粋)」、「“とちぎ”の「安心」「成長」「環境」を支える県土整備プラン(抜粋)」、「人にやさしい県土60分構想(抜粋)」
- ・「自転車通行環境整備事業の対策内容について(暫定)」
- ・「宇都宮市自転車のまち推進計画【パンフレット概要版、ネットワーク図(抜粋)】」
- ・「自転車ネットワーク計画の策定状況に関する調査結果について(記者発表資料)」
- ・「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を行います(記者発表資料)」

栃木県自転車利用環境検討会議
(第1回)
座 席 表

(敬称略)



「栃木県自転車利用環境検討会議」

設立趣意書

近年、環境負荷の低い交通手段、健康志向の高まり等を背景に、自転車の利用ニーズが益々高まりをみせている。一方、交通事故件数が減少傾向にある中で、自転車関連事故の占める割合は増加傾向にあり、自転車がより安全で快適に通行できる利用環境の創出が求められている。

栃木県においては、人口１０万人あたりの交通事故死者数が常に全国ワースト上位に位置し、近年、特に高齢者の自転車事故が多発しているなど、自転車通行環境の改善を図ることが重要な課題となっている。

このため、学識経験者、道路利用者、行政関係者など幅広い関係者が一体となり、栃木県内における自転車利用の現状や課題を整理し、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進していくため、「自転車利用環境整備計画（案）」を策定及び推進することを目的に「栃木県自転車利用環境検討会議」を設置するものである。

平成２４年９月

「栃木県自転車利用環境検討会議」規約

(名称)

第1条

本会は、「栃木県自転車利用環境検討会議」（以下、「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条

検討会議は、栃木県内における自転車利用の現状や課題を踏まえ、安全で快適な自転車利用環境の推進に向けて、主に以下の事項についてご意見をお伺いするものである。

- ① 自転車通行空間の確保（現況の課題と整備手法の検討について）
- ② 自転車利用環境整備ネットワーク計画のあり方
- ③ 既存の道路空間を有効活用した戦略的な整備計画
- ④ 利用者への啓発

(組織)

第3条

委員は、別紙の委員で組織する。

2. 委員の追加・変更は、本検討会議の承認を得るものとする。
3. 委員の任期は、「自転車利用環境」の検討が完了するまでとする。

(会議)

第4条

検討会議に座長をおき、委員がこれを互選する。

2. 検討会議は、特に必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
3. 検討会議は、会議の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第5条

委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(公開)

第6条

検討会議は、公開にて開催するものとする。

(事務局)

第7条

事務局は、栃木県県土整備部交通政策課、栃木県警察本部交通部交通規制課、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所計画課及び管理第二課に置く。

(補則)

第8条

この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年9月13日から施行する。

栃木県自転車利用環境検討会議 委員名簿

(敬称略)

(行政機関以外の委員は50音順)

	所 属	役 職	ふりがな 氏 名
座 長	宇都宮大学大学院	教 授	もりもと あきのり 森本 章倫
委 員	栃木県地区交通安全協会女性部連合会	会 長	いがらし きよえ 五十嵐 清江
委 員	宇都宮大学農学部	学 生	おおき このみ 大木 このみ
委 員	栃木県教育委員会	委 員	おかだ とよこ 岡田 豊子
委 員	NPO法人栃木スポーツコミッション (宇都宮ブリッツェンコーチ)	理 事	かきぬま あきら 柿沼 章
委 員	宇都宮共和大学シティライフ学部	教 授	こいけ ひろたか 古池 弘隆
委 員	NPO法人自転車活用推進研究会	理事長	こばやし しげ き 小林 成基
委 員	宇都宮大学基盤教育	非常勤講師	ピーター・F・スミス
委 員	栃木県警察本部	交通規制課長	いしかわ ふ み お 石川 二三男
委 員	栃木県県土整備部	交通政策課長	ふくだ はるやす 福田 晴康
委 員	栃木県県土整備部	道路保全課長	よこしま としみつ 横嶋 利光
委 員	宇都宮市総合政策部	交通政策課長	は が のりと 芳賀 教人
委 員	宇都宮市建設部	道路維持課長	ほしの かつみ 星野 克美
委 員	小山市建設水道部	土木課長	の でら もりゆき 野寺 盛之
委 員	足利市都市建設部	交通政策課長	つ ぶ く きみお 津布久 公夫
委 員	国土交通省宇都宮国道事務所	事務所長	しょうじ やすひろ 小路 泰広

※事務局

栃木県 県土整備部 交通政策課
 栃木県警察本部 交通部 交通規制課
 国土交通省宇都宮国道事務所 計画課、管理第二課

栃木県自転車利用環境検討会議

第1回 会議資料

－ 目 次 －

1. 自転車利用に関する最近の動向および取組	…	1
1. 1 最近の自転車利用環境の動向	…	1
1. 2 栃木県における自転車の取組(参考)	…	2
1. 3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)	…	6
2. 今後の検討スケジュール(案)	…	10
2. 1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)	…	10
2. 2 今後のスケジュールと検討会の主なテーマ	…	19

平成24年9月13日

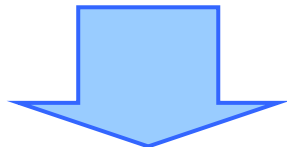
1. 自転車利用に関する最近の動向および取組

1.1 最近の自転車利用環境の動向

(1) 自転車利用環境に関する変遷・経緯

【昭和40年代】

モータリゼーションの進展に伴う交通事故の急増
⇒ 自転車の歩道通行を可能とする交通規制が導入



交通事故全体の件数が減少

自転車関連事故の割合・自転車対歩行者の事故が増加

【平成23年】

総合的な対策を推進(警察庁)・・・自転車は「車両」

【平成24年4月】

検討委員会が提言を公表・・・自転車の走行は「車道を原則」

【今後】

国が提言に基づきガイドラインを策定予定

各地域における取組の推進へ

1.2 栃木県における自転車の取組(参考)

(1) 自転車利用環境に関する県・自治体の取組

	計画名称	計画内容
栃木県	■新とちぎ元気プラン ■とちぎの「安心」「成長」「環境」を支える県土整備プラン ■人にやさしい県土60分構想	・自転車の利用促進 ・自転車ネットワークの充実 ・サイクルトレインやサイクルバスの導入 等
栃木県警察	■平成24年度中における自転車総合対策推進計画	・自転車利用者に対する交通ルールの周知 ・自転車安全教育の推進 ・各種運動における安全対策の推進 等
宇都宮市	■第2次宇都宮市都市計画マスタープラン ■自転車のまち推進計画	・自転車ネットワークの形成 ・自転車走行空間の確保 ・レンタサイクルの導入 等
足利市	■足利市都市計画マスタープラン ■第6次足利市総合計画後期計画	・ユニバーサルデザインに配慮した歩行者・自転車ネットワークの整備 ・各拠点へのアクセスや拠点内の回遊性を高める歩行者・自転車道を配置 等
小山市	■都市計画マスタープラン ■第6次小山市総合計画	・サイクリングロードの整備 ・パーク・サイクル&バスライドの整備 ・自転車ヘルメットの普及促進 等

1.2 栃木県における自転車の取組(参考)

(1) 自転車利用環境に関する県・自治体の取組(自転車通行環境整備モデル地区)

【自転車通行環境整備モデル地区】



●自転車通行環境整備モデル地区(H20.1指定)

宇都宮駅東地区における整備概要

●実施主体 国土交通省宇都宮国道事務所、栃木県警察、宇都宮市

●実施内容

自転車道や自転車レーンの設置により、自転車と歩行者及び自動車との分離を図り、J R宇都宮駅東側を中心とした環状の自転車走行空間ネットワークを構築し、駅と学校・住宅地を結びます。

対策(整備手法等)	実施内容	国のNo
自転車道の整備	2L=0.60Km	(2)
自転車レーンの設置	1L=1Km	(1)
交通安全教育の推進	小学校・高齢者を対象とした自転車免許	—
啓発活動	街頭での通行ルールの指導	—

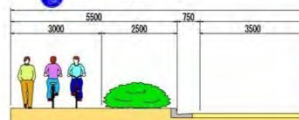
整備手法	整備内容	国のNo	効果
自転車道の整備	2L=0.60Km	(2)	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
自転車レーンの設置	1L=1Km	(1)	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
交通安全教育の推進	小学校・高齢者を対象とした自転車免許	—	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
啓発活動	街頭での通行ルールの指導	—	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。



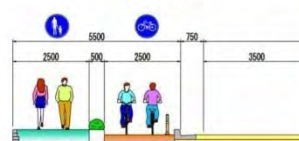
【現況】自転車は本来、車道を通行することが基本となっていますが、交通量の多いところでは、歩道を通行することが多く見られ、歩行者と自転車が錯綜するなど危険な状況です。

【整備後】歩道内の植栽等の空間を自転車道として整備することで、歩行者と自転車との分離ができ、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。

【現況】



【整備後】



【整備後イメージ】

宇都宮駅西地区における整備概要

●実施主体 栃木県、栃木県警察、宇都宮市

●実施内容

自転車道や自転車レーンの設置により、自転車と歩行者及び自動車との分離を図り、J R宇都宮駅西側を中心とした環状の自転車走行空間ネットワークを構築し、駅と学校・公共施設・住宅地を結びます。

対策(整備手法等)	実施内容	国のNo
自転車道の整備	L=0.44Km	(1)
自転車レーンの設置	L=0.20Km	(2)
自転車歩行者道における歩行者の通行	3L=0.20Km	(3)
交通安全教育の推進	小学校・高齢者を対象とした自転車免許	—
啓発活動	街頭での通行ルールの指導	—

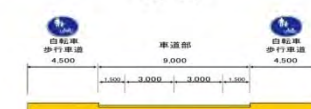
整備手法	整備内容	国のNo	効果
自転車道の整備	L=0.44Km	(1)	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
自転車レーンの設置	L=0.20Km	(2)	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
自転車歩行者道における歩行者の通行	3L=0.20Km	(3)	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
交通安全教育の推進	小学校・高齢者を対象とした自転車免許	—	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。
啓発活動	街頭での通行ルールの指導	—	歩行者との分離を図り、安全・快適な通行が可能になる。



【現況】自転車歩行者道が設置されているが、歩行者と自転車の錯綜する状況もみられ危険な状態です。

【整備後】車道の路側帯をカラー舗装等により自転車レーンとし、自転車の走行を分離することで、歩道を走る自転車を少なくし、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。

【現況】



【整備後】

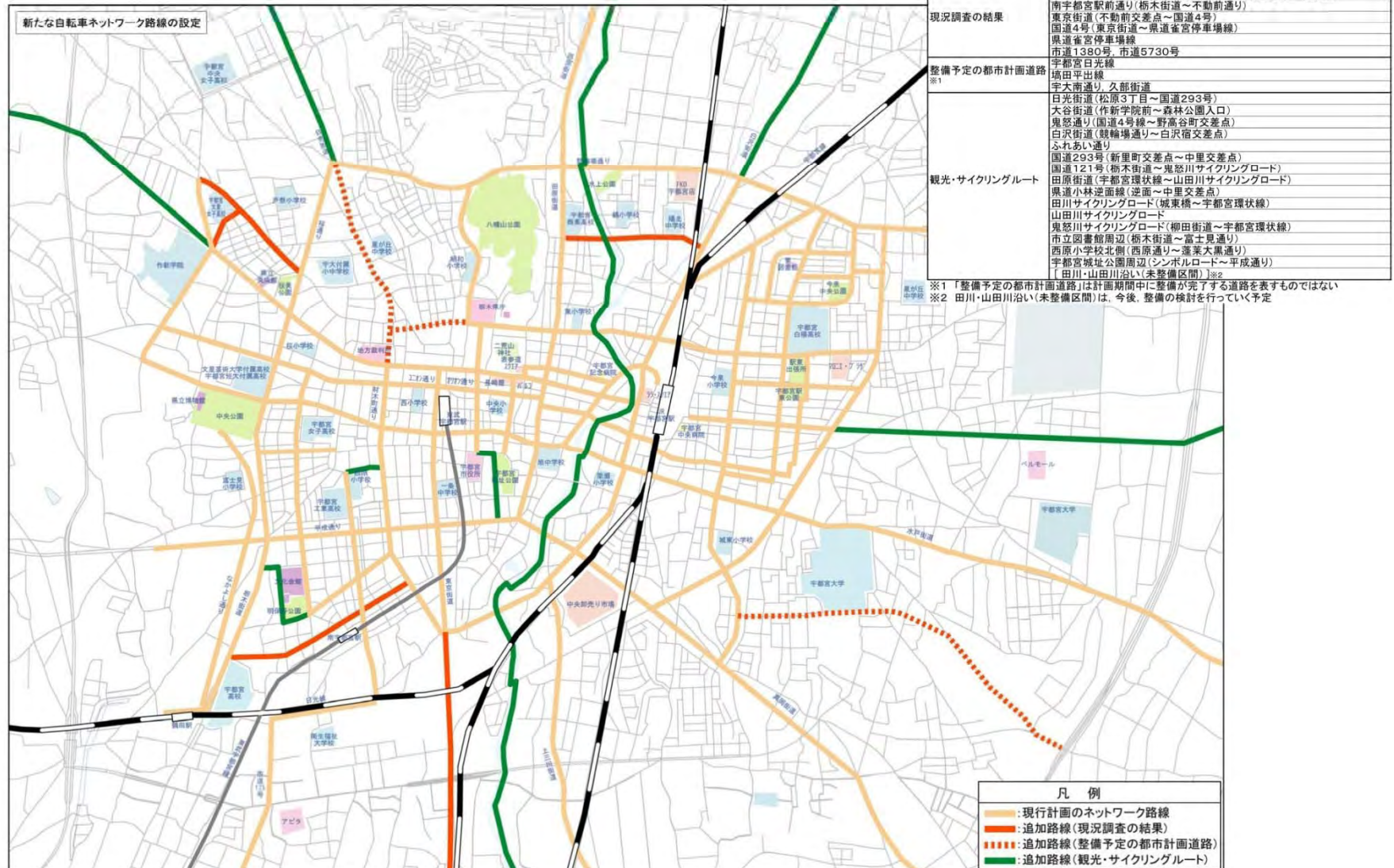


【整備後イメージ】

1.2 栃木県における自転車の取組(参考)

(1) 自転車利用環境に関する県・自治体の取組(宇都宮市の取組)

【自転車のまち推進計画での自転車ネットワーク路線】



1.2 栃木県における自転車の取組(参考)

(1) 自転車利用環境に関する県・自治体の取組(宇都宮市の取組)

【宇都宮市における自転車の利用状況(参考)】

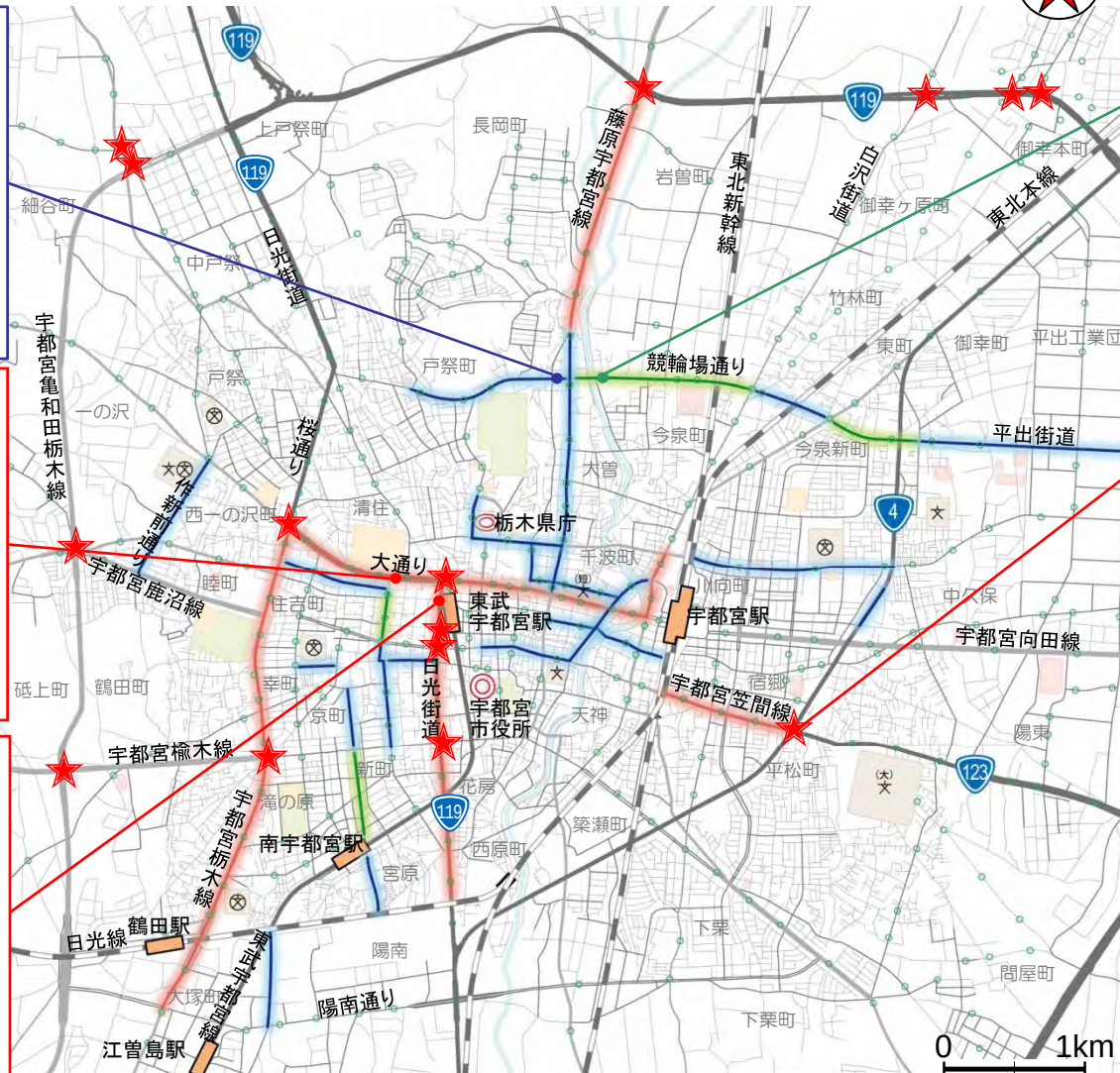
■ 自転車専用通行帯



■ バス専用レーン(大通り)



■ アーケード



■ 自転車通行空間不連続



■ 自転車の滞留 (平松町交差点)



凡 例

- ★ 自転車事故多発箇所
- 自転車交通量の多い区間
- 自転車通行区間不連続区間
- 自転車通行空間整備済み区間
- バス停
- ⊗ 小・中学校、高校、大学
- 公共施設
- 商業施設
- 公園

1.3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)

(1)国内事例

【自転車道】

縁石や柵等の工作物によって分離された自転車専用の走行空間



※岡山市

【自転車専用通行帯】

交通規制により、自転車が専用で通行する車両通行帯を指定



※宇都宮市

1.3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)

(1)国内事例

【通行位置の明示(構造)】

自転車が自歩道上で通行する部分を明示。柵等により物理的に分離



※宇都宮市

【通行位置の明示(視覚)】

自転車が自歩道上で通行する部分を明示。カラー舗装等により視覚的に分離



※宇都宮市

1.3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)

(2)海外事例

【バスレーンと共有】

自転車通行帯を、バスレーンと共有



※パリ

【バス停】

歩行者が滞留するためのバス停島を、自転車レーンや自転車道の外側に設置



※コペンハーゲン

1.3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)

(2)海外事例

【交差点部(バイクポケット)】

自転車と自動車の右折のタイミングをずらす
自動車が自転車を視認可能



※ブリュッセル

【交差点部(ブルーレーン)】

交差点内にブルーレーンを設置
カラー舗装することで危険箇所を周知



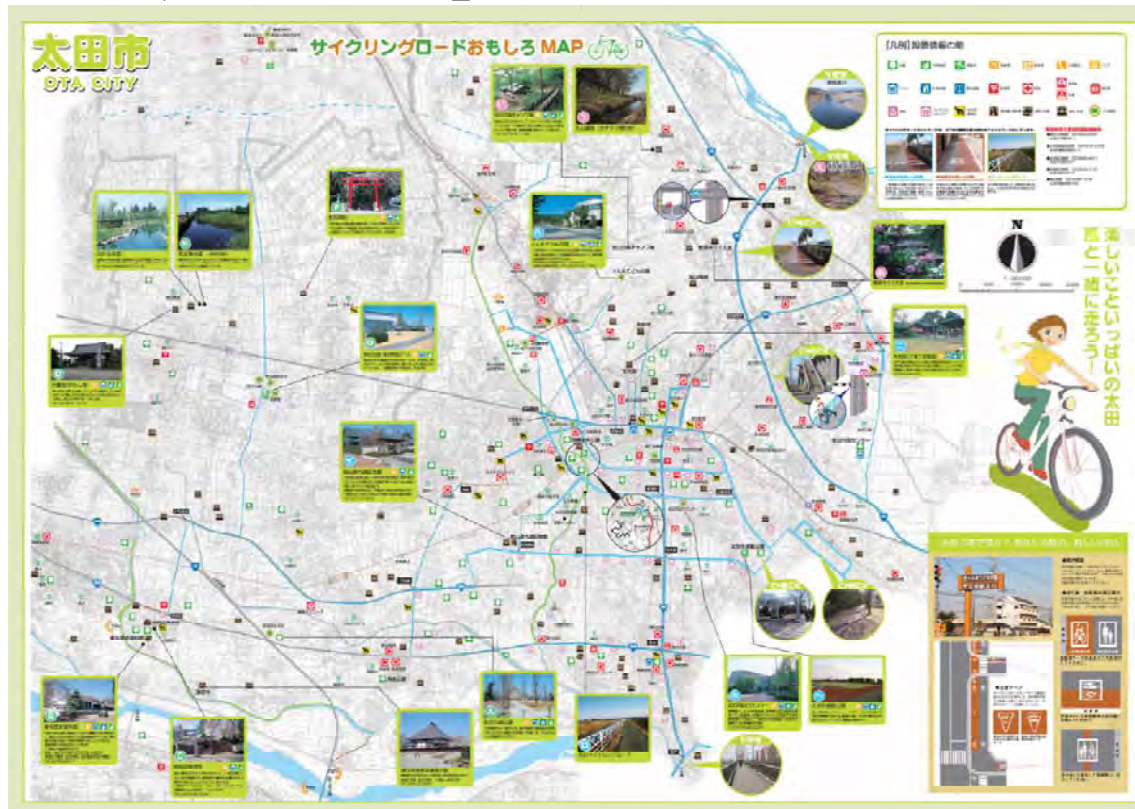
※コペンハーゲン

1.3 自転車利用環境の取組事例紹介(参考)

(3)群馬県の事例

- 自転車の利用しやすい環境を整えるため、国道、県道に限らず、市町村道、農道、林道や河川堤防上のサイクリングロードを連結
- 県内でサインの統一を予定

【サイクリングマップ】



【サインの統一】



2. 今後の進め方と検討スケジュール(案)

2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

(1) 栃木県版ガイドライン(案)策定までのイメージ

【国】

H24. 4

今夏

検討委員会が
提言を公表

ガイドラインを
提言に基づき、
策定予定

本検討会において、
栃木県の特徴を
踏まえた検討を実施

【栃木県の特徴】

- ・少子高齢化が進行
- ・交通事故死者数が多い
- ・豊かな自然、那須高原や日光など観光名所が点在
- ・県中央部には広大な平野
- ・ツールド日光、ジャパンカップ・サイクルロードレースなど多数の自転車イベントを開催 等



栃木県版ガイドライン(案)の策定

計画案の見直し
事業の推進

【自治体】

宇都宮市・小山市

推進計画を策定済

足利市・壬生町

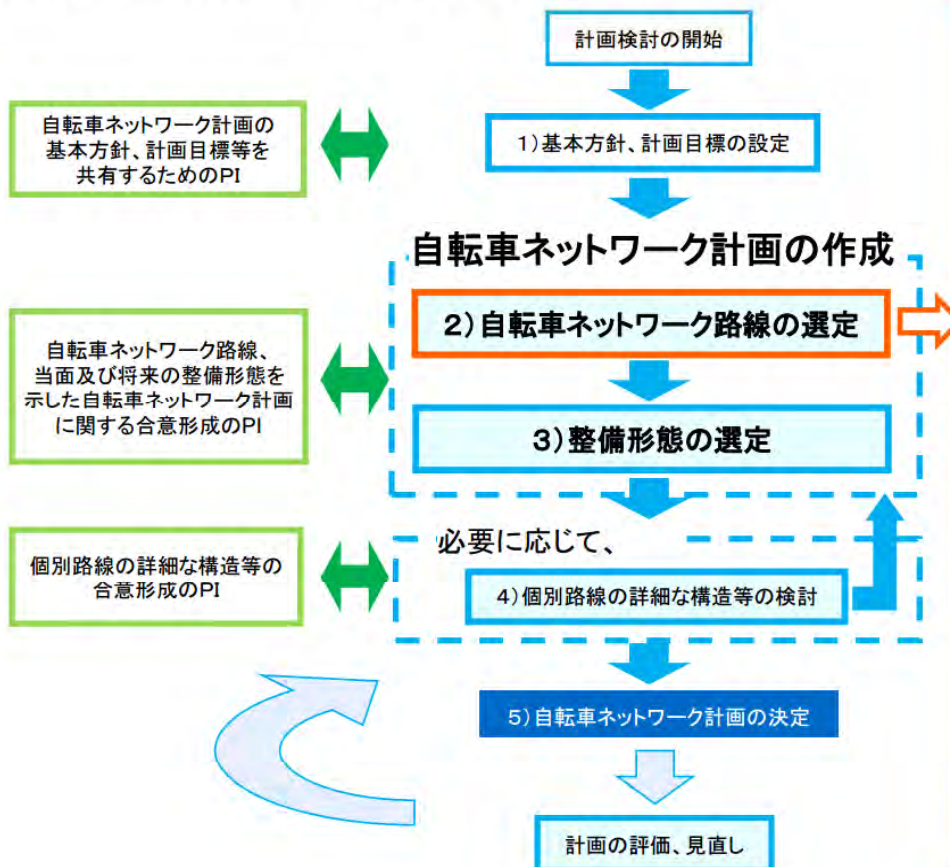
推進計画の作成を検討中

2. 1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

(2)自転車ネットワーク計画の作成

■全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため、効果的、効率的に整備することを目的に、面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定

■自転車ネットワーク計画作成手順



■自転車ネットワーク路線の選定

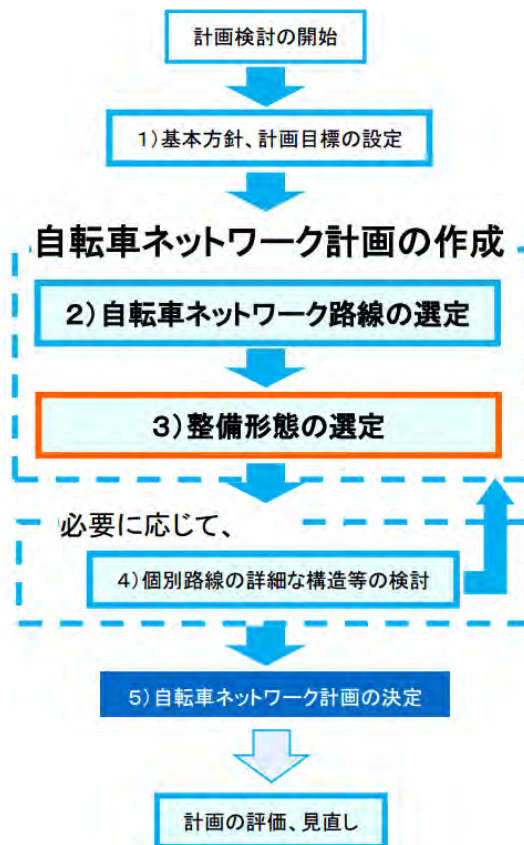
既存の道路ネットワークや計画中の道路から、以下の①～⑥のような路線を適宜組み合わせて選定

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ④ 自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑤ 既に自転車通行空間が整備されている路線
- ⑥ その他連続性を確保するために必要な路線

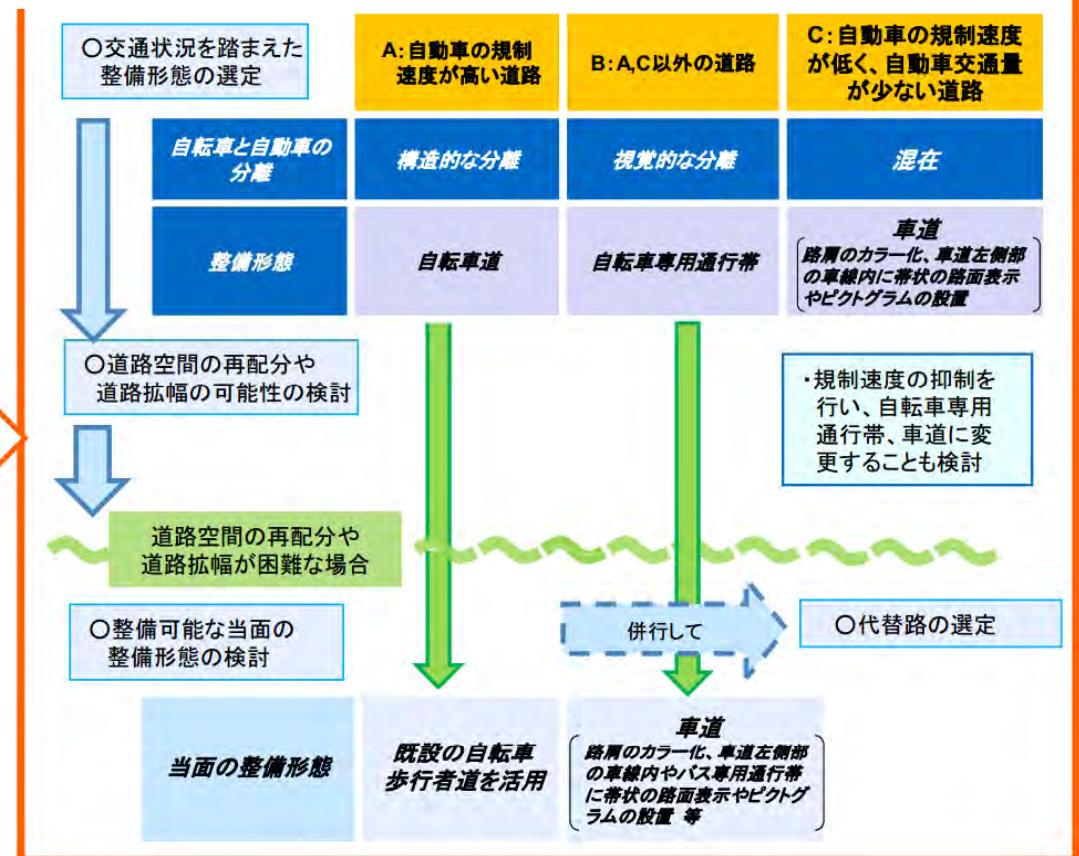
2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

- 車の規制速度や交通量等に応じ、車道通行を基本とした整備形態の選定方法を検討
- 整備に当たり道路空間の再配分や道路拡幅の可能性、規制速度の見直しによる整備形態の変更を検討するとともに、整備が困難な場合は、整備可能な当面の整備形態、代替路などを検討

■自転車ネットワーク計画作成手順(再掲)



■整備形態の選定



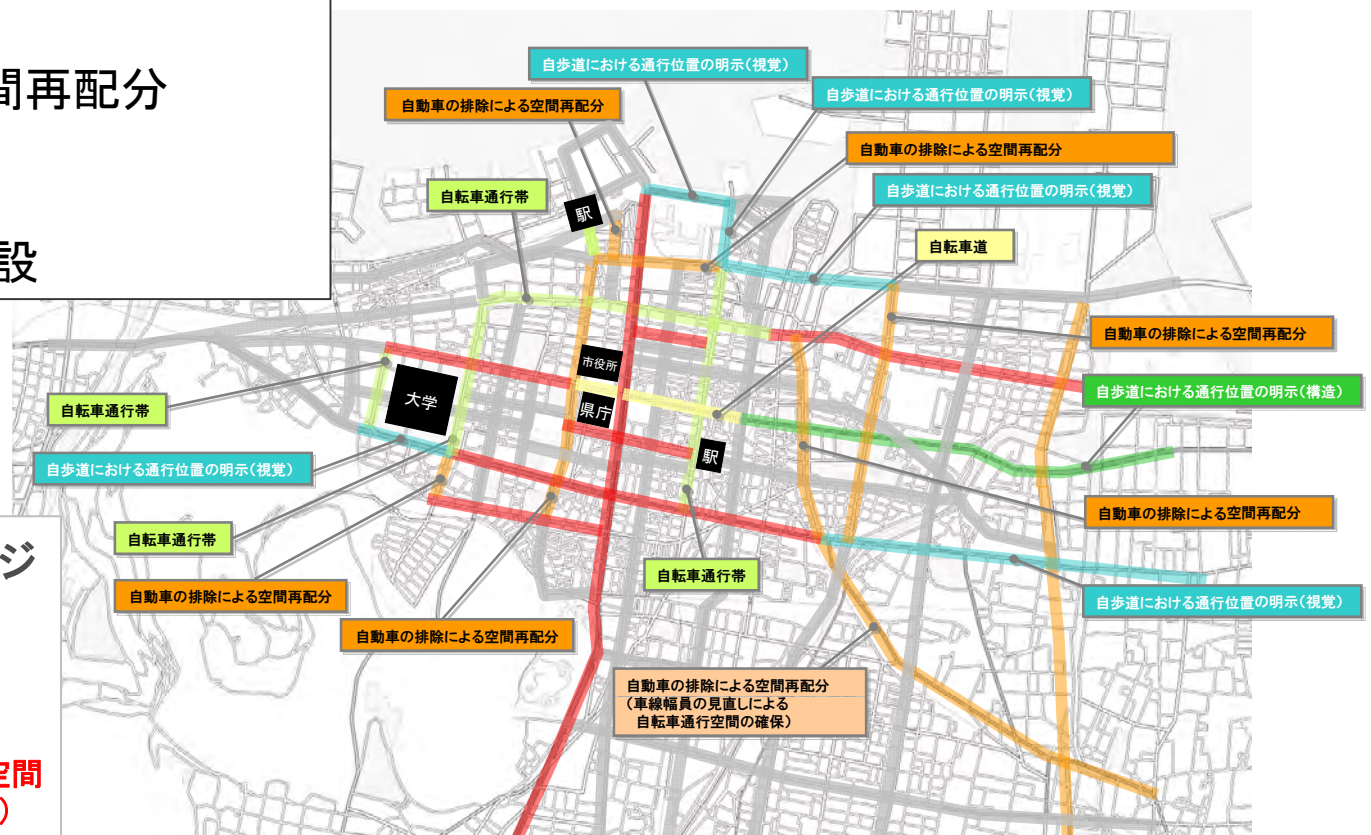
2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

(3)自転車通行空間整備計画(案)の作成

■自転車ネットワークとしての“本来あるべき姿”を検討

＜“本来あるべき姿”の検討イメージ＞

- : 自歩道における通行位置の明示(視覚)
- : 自歩道における通行位置の明示(構造)
- : 自転車通行帯
- : 自転車道
- : 自動車の排除による空間再配分
- : 既存整備路線
- : 重要路線以外
- 施設名 : 自転車の発集が多い施設



▼市町村間のネットワーク形成イメージ

A市自転車通行空間NW

B市自転車通行空間NW

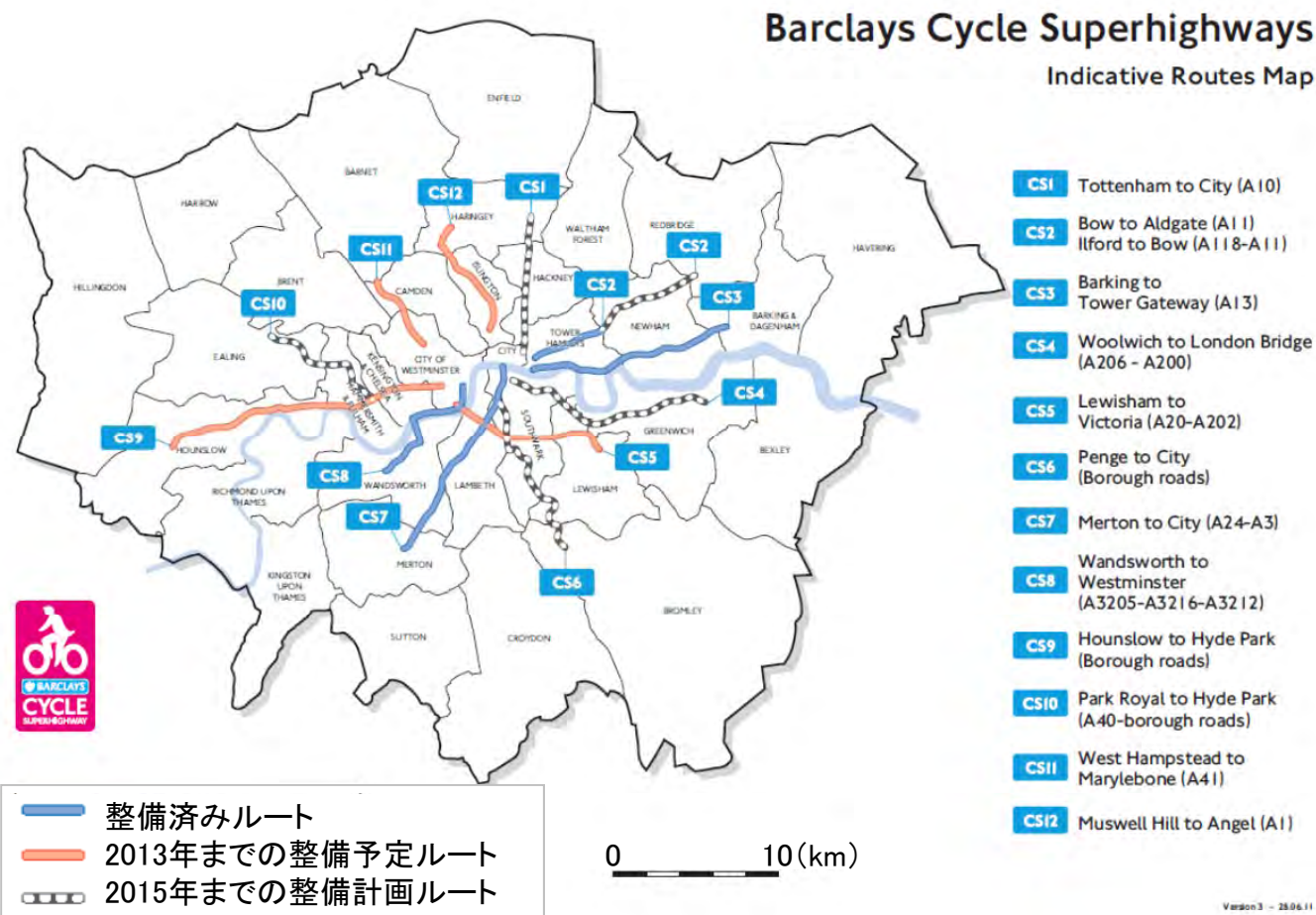


市町村間の自転車通行空間
ネットワークの形成(国道)

2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

ロンドンの事例: cycle superhighway(参考)

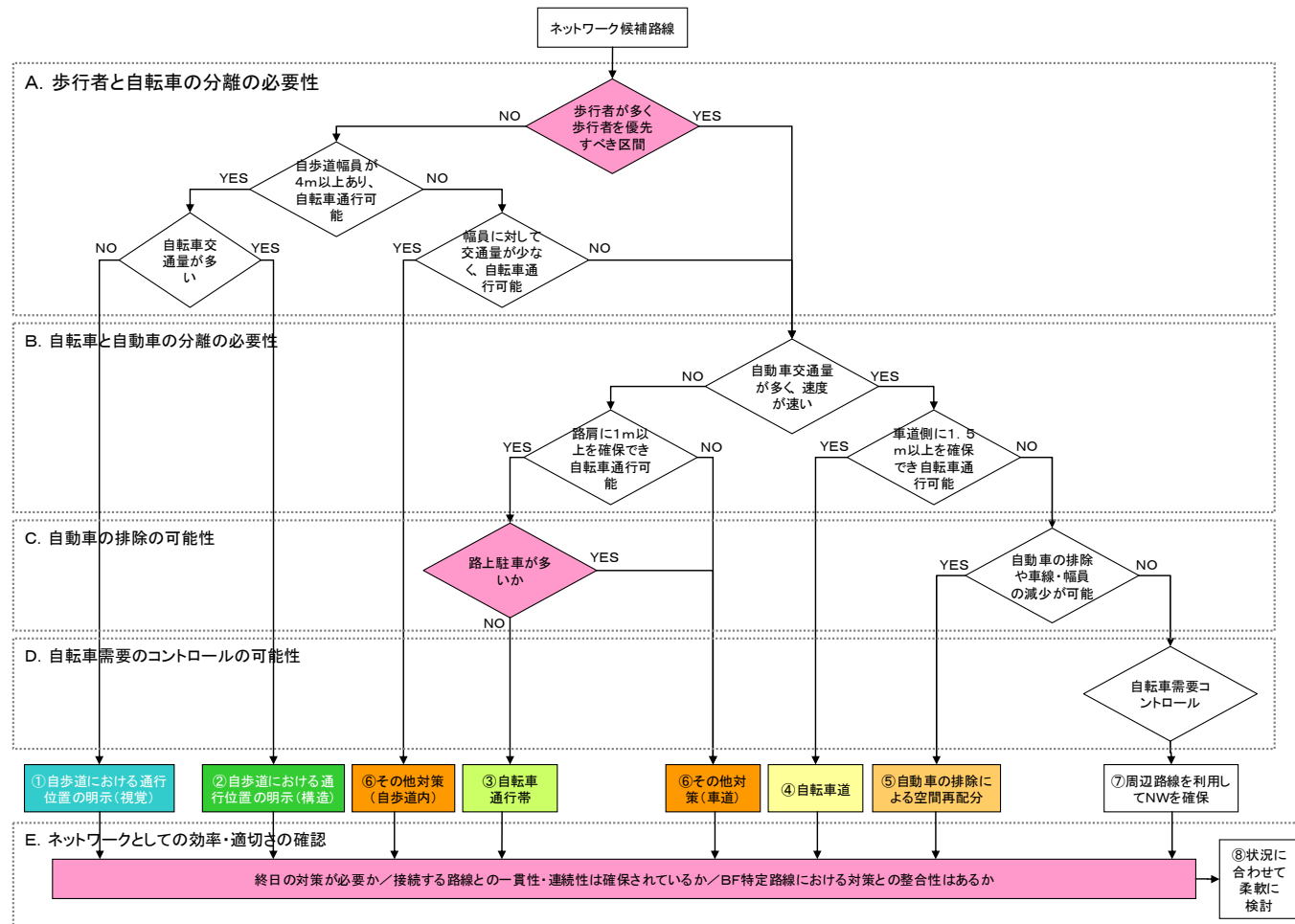
- 主に通勤者をターゲットとし、主要道路を中心として自転車レーンの整備や利用促進を展開
- 郊外とロンドン中心部を直線的に結ぶ自転車利用の多い12のルートを選定



2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

■整備優先度を検討した上で、物理的な制約や計画等を踏まえ、段階的整備案を検討

＜自転車通行空間の整備方法の検討イメージ＞



2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

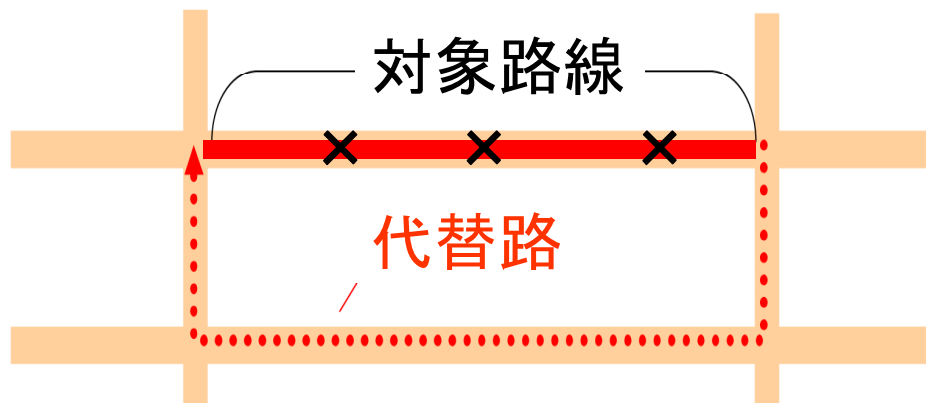
代替案イメージ(参考)

【代替路の整備】

短期整備が困難な場合には、
代替路の整備を検討

【時間規制】

時間帯によって車線運用を変化
⇒構造面での対応が困難な箇所
でも対応可能



一定の時間帯のみ
自転車専用通行帯として運用

※岡山市の取組事例(自転車通行空間整備モデル地区)

2.1 アウトプット導出までの検討イメージ(参考)

交差点の設計の考え方イメージ(参考)

自転車専用通行帯が接続する交差点において、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部で自転車専用通行帯への自動車の進路変更禁止規制を実施した上で、自転車専用信号の設置により自動車とは別の信号制御を行うことや、自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることとした事例。

(1) 分離形態の連続性

(2) 通行空間の直線的な接続

(3) 交差点内の通行方向の明確化

交差点内の自転車専用通行帯の延長線上の部分の路面に通行位置及び通行方向を明確化する法定外表示を設置。

(1) 分離形態の連続性

(2) 通行空間の直線的な接続

(3) 交差点内の通行方向の明確化

交差点内の自転車専用通行帯の延長線上の部分の路面に通行位置及び通行方向を明確化する法定外表示を設置。

(4) 左折巻き込みに対する安全対策

左折する自動車の動線を明確にするため、路面標示「右左折の方法」を設置。

(4) 左折巻き込みに対する安全対策

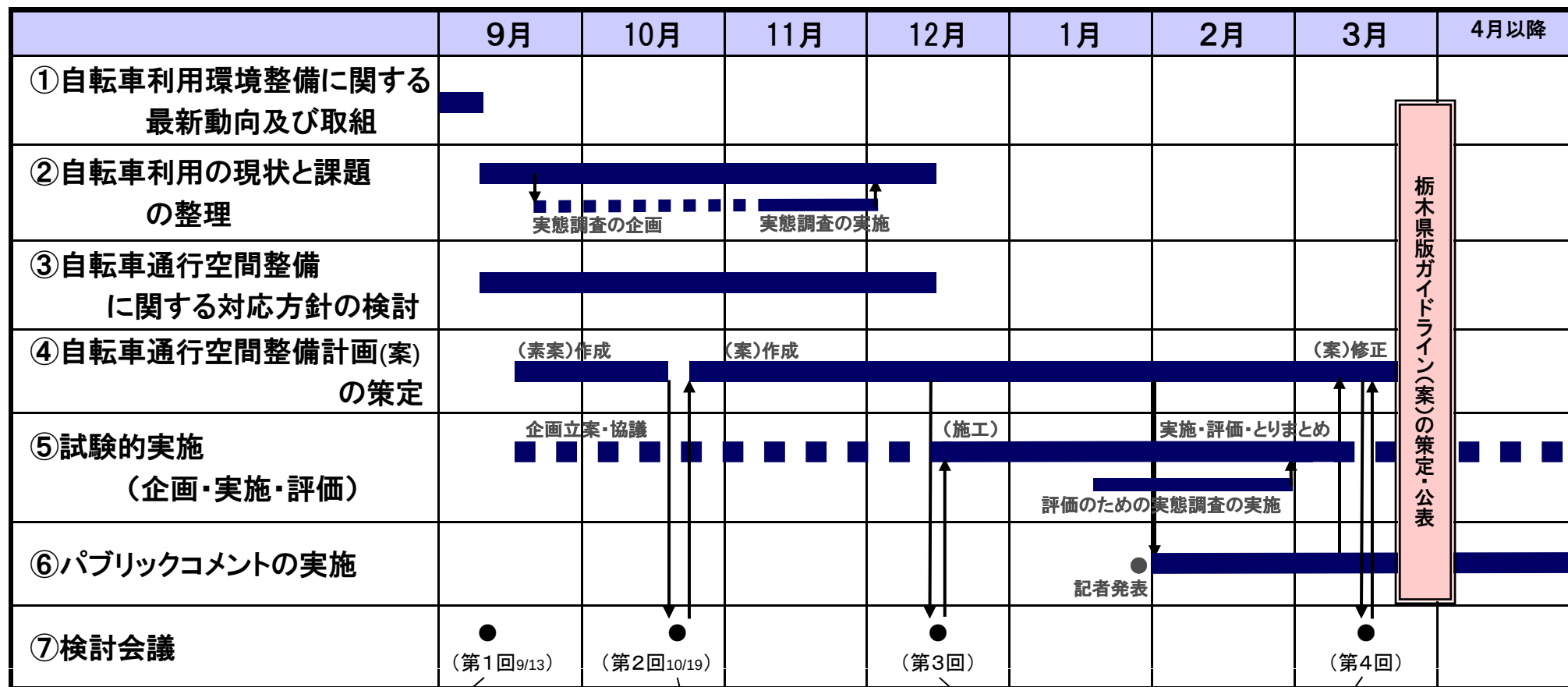
- ・ 交差点流入部に自動車の進路変更禁止規制を実施。
- ・ 左折する自動車の動線を明確にするため、路面標示「右左折の方法」を設置。
- ・ 自転車専用信号の設置により自動車とは別の信号制御を行うことや、自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることを実施。

(5) 二段階右折時の滞留スペースの確保

路面標示と歩道端の緑石との間に囲まれた範囲は、自転車が二段階右折する際の交差点内での滞留スペース。

道路紙やゴム製ボールを設置することも考えられる。

2.2 今後の検討スケジュールと検討会の主なテーマ



【主なテーマ】

- ・会議の設立趣意
- ・自転車利用環境の動向・現状の話題提供
- ・今後の進め方 等

【主なテーマ】

- ・現状・課題の認識合わせ
- ・対応方針
- ・計画(素案)の内容
- ・試験的实施の方法 等

【主なテーマ】

- ・計画(案)の内容
- ・試験的实施の方法
- ・パブリックコメントの実施方法 等

【主なテーマ】

- ・試験的实施の評価結果報告
- ・パブリックコメント結果の報告
- ・計画(案)修正の内容
- ・次年度以降の検討課題 等